



栃木県公報

平成29年
10月10日(火)
第2926号

目次

告 示

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 831
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 831
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 832
- 共同施行等営土地改良事業の換地計画に対する適当決定及び公告縦覧..... 832
- 道路の区域の変更..... 833
- 道路の供用開始..... 834

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出..... 834
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 835

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 836
- 入札公告..... 837

宇都宮市街地開発組合

- 第227回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会 838
- 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第2号）..... 838
- 専決処分第1号 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号）..... 839
- 平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領..... 840

告 示

栃木県告示第458号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100545	こどもサークル宇都宮	宇都宮市下栗町2906-2	株式会社サシノバルテ	茨城県桜川市真壁町飯塚1006-2	平成29年10月1日	児童発達支援放課後等デイサービス

栃木県告示第459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0920200185	グループホームウィズ借宿	足利市借宿町605-5	社会福祉法人豊岡福祉会	足利市福居町334-1	平成29年10月1日	共同生活援助
0910800523	おやま就労支援センターローズ	小山市南半田2048-2	株式会社峯翔不動産	小山市小山89-1	平成29年10月1日	就労継続支援B型
0911000396	希望の杜みはら	大田原市美原3-1-29	特定非営利活動法人バリアフリー総研	大田原市新富町3-2-2	平成29年10月1日	生活介護
0911100121	ワークスタかはら	矢板市本町7-21	社会福祉法人たかはら学園	矢板市越畑226	平成29年10月1日	生活介護
0911400141	三協セルフサポート	さくら市氏家896-1	特定非営利活動法人三協セルフサポート	さくら市氏家1150-3	平成29年10月1日	就労継続支援A型
0911600138	アクション下野	上三川町天神町11-10	アースライン合同会社	宇都宮市中戸祭813	平成29年10月1日	就労継続支援B型

栃木県告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910500115	ケアねっと鹿沼	鹿沼市西茂呂2-2-17	株式会社ケアネットサービス	宇都宮市下荒針町3581-17	平成29年9月30日	重度訪問介護 同行援護
0910800093	ケアねっと小山	小山市花垣町1-1-13ウイングIV東	株式会社ケアネットサービス	宇都宮市下荒針町3581-17	平成29年9月30日	重度訪問介護 同行援護
0911300440	希望の杜さんわ	那須塩原市緑1-57-106	特定非営利活動法人バリアフリー総研	大田原市新富町3-2-2	平成29年9月30日	自立訓練（生活訓練）

(障害福祉課)

栃木県告示第461号

次の事業主体から申請のあった換地計画に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によ

り、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第96条において準用する同法第52条の3第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成29年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事業主体名	事業名	地域名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
古川地区土地改良共同施行	古川地区土地改良(区画整理)事業	古川地区	平成29年10月11日から同年11月8日まで	平成29年11月24日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第462号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年10月10日から同年11月8日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
	前	日光市中三依580-2から日光市中三依584まで	9.7~10.4	64.9	
	後	日光市中三依580-2から日光市中三依584まで	23.6~28.2	64.9	

II

道路の種類 一般国道

路線名 352号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
	前	日光市中三依580-2から日光市中三依584まで	9.7~10.4	64.9	
	後	日光市中三依580-2から日光市中三依584まで	23.6~28.2	64.9	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考

3	前A	栃木市平柳町1丁目字庚甲塚521-2から 栃木市万町413-5まで	18.3～30.0	1187.0	
	前B	栃木市平柳町2丁目字下り元1198-14から 栃木市平柳町1丁目字田中515-3まで	16.7～32.6	1177.0	
	後A	栃木市平柳町1丁目字庚甲塚521-2から 栃木市万町413-5まで	18.3～30.0	1187.0	
	後B	栃木市平柳町2丁目字古宿1141-4から 栃木市万町字万町413-5まで	4.9～41.0	2413.6	

IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
44	前	栃木市今泉町1丁目字居立865-1から 栃木市今泉町1丁目字長瀨845-2まで	7.6～11.6	208.0	
	後	栃木市今泉町1丁目字居立865-1から 栃木市今泉町1丁目字長瀨845-2まで	9.4～15.0	208.0	

栃木県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年10月10日から同年11月8日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道121号	日光市中三依580-2から 日光市中三依584まで	平成29年10月10日
27	主要地方道 那須黒羽茂木線	那須郡那珂川町和見字皿ノ子2152-2地先から 那須郡那珂川町和見字宮原2306-2まで	平成29年10月10日
71	一般県道 下岡本上三川線	宇都宮市石井町2049-1から 宇都宮市石井町2125-1まで	平成29年10月10日
194	主要地方道 大田原氏家線	大田原市親園字吉沢前1072から 大田原市親園字吉沢前1180まで	平成29年10月10日
249	一般県道 黒部西川線	日光市湯西川字橋立2110番5から 日光市湯西川字橋立2110番5まで	平成29年10月10日
252	一般県道 蛭沼川連線	栃木市大平町西野田字天神20-34地先から 栃木市大平町西野田字天神655-6地先まで	平成29年10月10日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成30年2月13日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）小山羽川複合店舗
下野市川中子字東原3329番6 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
外1者
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社クスリのアオキ
外1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年5月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,205㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 72台
駐輪場 23台
- 7 荷さばき施設の面積
153㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
12.57㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から翌午前3時まで
- 13 届出年月日
平成29年9月29日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

（経営支援課）

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年9月25日に変更した、足利佐野都市計画地区計画の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
除雪グレーダ（3.7m級、アングリングプラウ付） 2台
- (2) 購入物品の特質 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月23日
- (4) 納入場所 日光土木事務所（日光市萩垣面2390-7）
大田原土木事務所（大田原市紫塚2-2564-1）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。
大分類・機械器具、車両類 小分類・車両
- (3) 平成29年11月20日から同月24日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されているものであること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県会計局会計管理課 契約指導・調達室 電話028-623-2091
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成29年10月10日から同年11月15日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年11月20日午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成29年11月24日 午前10時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年10月10日から同年11月15日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成29年11月17日までに郵送する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に会計管理課で交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)に提出しなければならない。
- (4) 審査
 - ア 技術審査 栃木県県土整備部道路保全課長が、入札者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - イ 技術審査基準 納入物品仕様書が、会計管理課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Snow removal Grader (3.7m class, angling plow) 2 units
- (2) Time and Date of bidding:
11:00 a.m., November 20, 2017
- (3) Information is available at:
Contract Administration and Procurement Office,
Accounting Management Division,
Accounting Bureau
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2091

(会計局会計管理課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 平成29年度森を育む人づくり事業 木製学習用机・椅子製作業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成30年3月30日
- (4) 納入場所 別に定める県内の小中学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「家具、日用品類」のうち小

分類「家具、インテリア」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

- (3) 平成29年10月25日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 県内に本店を有する者であること。
- (5) 過去15年以内に当該業務又は類似の業務の実績がある者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県環境森林部林業木材産業課木材産業担当
電話028-623-3277
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年10月25日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5
イ 開札の日時及び場所 平成29年10月25日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5
- (3) その他 入札説明書は、平成29年10月10日から同月20日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(林業木材産業課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第7号

平成29年9月28日招集した第227回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、9月28日閉会した。
議決事項は、次のとおりである。
平成29年10月10日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

- 第1号議案 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第2号）
- 第2号議案 組合長の専決処分の報告及び承認について
- 認定第1号 平成28年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算の認定について
- 報告第1号 平成28年度決算に基づく資金不足について
- 議 第1号 宇都宮市街地開発組合の解散に伴う財政調整基金の使途に関する意見書

宇都宮市街地開発組合告示第8号

平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第2号）については、平成29年9月28日成立の結果、次のとおりである。
平成29年10月10日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第2号）

平成29年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ623,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		17,546	322,080	339,626
	2 財産売払収入	6,020	322,080	328,100
3 繰入金		52,402	231,763	284,165
	1 基金繰入金	52,402	231,763	284,165
歳入合計		70,084	553,843	623,927

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		50,437	337,419	387,856
	1 総務管理費	50,242	337,419	387,661
3 処分管理費		17,005	216,424	233,429
	1 処分管理費	17,005	216,424	233,429
歳出合計		70,084	553,843	623,927

宇都宮市街地開発組合告示第9号

専決処分第1号 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第1号)については、平成29年9月28日承認の結果、次のとおりである。

平成29年10月10日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福田 富一

専決処分第1号 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第1号)

専決処分第1号 平成29年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		42,493	9,909	52,402
	1 基金繰入金	42,493	9,909	52,402

歳 入 合 計	60,175	9,909	70,084
---------	--------	-------	--------

歳出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 処分管理費		7,096	9,909	17,005
	1 処分管理費	7,096	9,909	17,005
歳 出 合 計		60,175	9,909	70,084

宇都宮市街地開発組合告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に基づいて準用する第233条第6項の規定により、平成29年9月28日第227回宇都宮市街地開発組合議会定例会において認定された平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領を、監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成29年10月10日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福 田 富 一

I 平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算書

1 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
1 使用料及び 手数料		10,000	10,500	10,500		
	1 使用料	10,000	10,500	10,500		
2 財産収入		1,610,485,000	1,610,478,660	1,610,478,660		
	1 財産運用収入	361,221,000	361,213,754	361,213,754		
	2 財産売払収入	1,249,264,000	1,249,264,906	1,249,264,906		
3 繰入金		43,836,000	39,202,315	39,202,315		
	1 基金繰入金	43,836,000	39,202,315	39,202,315		
4 繰越金		100,000	356,441	356,441		
	1 繰越金	100,000	356,441	356,441		
5 諸収入		35,000	35,925	35,925		
	1 預金利子	1,000	526	526		
	2 雑入	34,000	35,399	35,399		
歳 入 合 計		1,654,466,000	1,650,083,841	1,650,083,841		

2 歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額
1 議会費		2,542,000	2,210,719		331,281
	1 議会費	2,542,000	2,210,719		331,281
2 総務費		1,642,860,000	1,640,373,634		2,486,366
	1 総務管理費	1,642,665,000	1,640,205,634		2,459,366
	2 監査委員費	195,000	168,000		27,000
3 処分管理費		8,964,000	7,250,456		1,713,544

	1 処分管理費	8,964,000	7,250,456		1,713,544
4 予備費		100,000			100,000
	1 予備費	100,000			100,000
歳出合計		1,654,466,000	1,649,834,809		4,631,191

歳入歳出差引残額 (A) 249,032円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 0円

実質収支額 (A-B) 249,032円

II 監査委員の意見

1 審査の結果

平成28年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した結果は、次のとおりである。

- (1) 計数については、関係諸帳簿、証拠書類と合致し、正確なものと認められた。
- (2) 予算の執行については、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。
- (3) 収入及び支出事務については、適正に処理されているものと認められた。
- (4) 財産に関する事務については、適正に処理されているものと認められた。

2 審査の意見

分譲事業については、清原工業団地の最後の分譲地6.6haが、当組合と企業との協議調整を経て、2つの企業に分割の上で、合計約12億5千万円で売却された。分譲地完売により、組合事業の所期の目的が概ね達成されたものと認められる。

また、財政調整基金については、上記土地分譲代金に加え、平成27年2月改正の組合公金保管運用基準に基づく債券運用（約23億円余）による債券売却益約3億2千万円、及び運用利息約3,380万円の積立により、平成28年度末基金残高は118億7,700万円余となった。平成27年度末残高と比較し、15億6,500万円余の大幅な上積みがあり、適正な運用管理が図られたと認められる。

このことから、平成28年度の予算は、土地売払収入と財政調整基金運用益の増により、一般会計予算現額16億5,400万円余、対前年度比1,834.4%をもって執行されたところである。歳入決算額は16億5千万円余で、調定額に対する収入率は100.0%、歳出決算額は16億4,900万円余で、執行率は99.7%である。実質収支額は約25万円の黒字となり、適正な財政運営に努力されたものと認められる。

今後は、組合解散を見据え、基金の安全性と流動性の確保を図るとともに、栃木県や宇都宮市など関係機関と連携を密にし、組合所有不動産の処分や産業振興社会還元事業の積極的な取り組みを期待する。